皇室事項

御服喪

天皇陛下は、寛仁親王殿下薨去につき、六月六日から五日の喪を服せられる。

官庁報告

法　務

公証人任免

神戸地方法務局所属公証人熊敏彦は願により公証人を免ぜられた。

中村昭憺は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人熊敏彦の後任を命ぜられた。

甲斐孝雄は公証人に任命され、福岡法務局所属元公証人坂雄本安正の後任を命ぜられた。

佐藤崇は公証人に任命され、札幌法務局所属公証人子原英和の後任を命ぜられた。（以上六月一日）（法務省）

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国一般愛媛地方労働組合松山支部から、夏季一時金等の要求に関して、平成24年６月11日正午以降、同組合の組合員が従事する伊予商運株式会社の全職場（東京都、愛知県、大阪府、愛媛県及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成24年６月８日

厚生労働大臣　小宮山洋子

公　告

諸　事　項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成24年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成24年６月８日

農林水産大臣　郡司　彰

記

国営曽於南部土地改良事業（農業用用排水）

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成24年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成24年６月８日

農林水産大臣　郡司　彰

記

国営馬淵川沿岸土地改良事業（農業用用排水）

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年６月８日

北陸地方整備局長　前川　秀和

1　処分をした年月日　平成24年５月17日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社タナベ　田邉　正践　新潟県糸魚川市大字大野978番地　国土交通大臣許可（般・特―20）第18009号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年３月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年６月８日

北陸地方整備局長　前川　秀和

1　処分をした年月日　平成24年５月17日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　広和電業株式会社　広田　俊晴　新潟県上越市港町２－８－10　国土交通大臣許可（般―19）第22390号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年３月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年６月８日

北陸地方整備局長　前川　秀和

1　処分をした年月日　平成24年５月17日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　藤村ヒューム管株式会社　藤村　範夫　新潟県柏崎市栄町７－８　国土交通大臣許可（特―19）第8293号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、左官工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、防水工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年４月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第２５５号

滋賀県大津市打出浜２番１号
申立人　滋賀県信用保証協会
本籍滋賀県米原市大鹿462番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所滋賀県長浜市、死亡年月日平成23年７月６日、出生の場所滋賀県坂田郡山東町、出生年月日昭和32年11月８日、職業不詳
被相続人　亡　木原　秀幸
滋賀県長浜市八幡東町225弁護士法人おうみ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　明宏
大津家庭裁判所長浜支部

平成２４年（家）第７０３５９号

名古屋市中区東桜２丁目18番31号
申立人　リゾートトラスト株式会社
本籍大阪市東成区神路４丁目70番地、最後の住所大阪市東住吉区湯里２丁目18番29号、死亡の場所大阪市東住吉区、死亡年月日平成21年６月１日頃から10日頃までの間、出生の場所大阪市東区、出生年月日昭和16年６月９日、職業不詳
被相続人　亡　浮田　弘道
事務所大阪市中央区平野町１－８－15　マルイト平野町ビル３階
相続財産管理人　弁護士　牧　直樹
大阪家庭裁判所

平成２４年（家）第７０３７４号

大阪市中央区南本町４丁目３番６号
申立人　大阪府中小企業信用保証協会
本籍大阪府大阪市中央区上本町西３丁目13番地、最後の住所大阪市中央区上本町西３丁目３番24号、死亡の場所大阪府大阪市鶴見区、死亡年月日平成23年４月６日、出生の場所大阪府大阪市東区、出生年月日昭和５年６月14日、職業不詳
被相続人　亡　今西　貞雄
事務所大阪市北区西天満５－９－７　西天満ユートビル702
相続財産管理人　弁護士　億　智栄
大阪家庭裁判所

平成２４年（家）第１４７０号

岡山市北区岡町３番７号
申立人　藤井　恒雄
本籍岡山県岡山市船着町６番地、最後の住所岡山県岡山市岡町９番22号、死亡の場所岡山県岡山市、死亡年月日平成19年１月25日頃、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和17年８月28日、職業無職
被相続人　亡　平松千代子
事務所岡山市東区西大寺上２丁目４番63号101
相続財産管理人　小松原　閑
岡山家庭裁判所

平成２４年（家）第３００２８号

広島県福山市千代田町２丁目15番７号
申立人　坂本　和夫
本籍大阪府茨木市宮元町1313番地１、最後の住所広島県尾道市山波町908番地、死亡の場所広島県尾道市、死亡年月日平成24年３月31日、出生の場所大阪府三島郡茨木町、出生年月日昭和４年８月10日、職業不詳
被相続人　亡　奥田冨美子
広島県尾道市因島中庄町3142番地３
相続財産管理人　小林　徹伸
広島家庭裁判所尾道支部